

第1章

藤田明史

1 はじめに

ガルトゥングは、戦争と平和という伝統的2分法とはまったく異なった、平和概念の再定義を行った。このことの重要性は誰も否定しえないであろう。しかし、彼の平和学は、すでに完成したものとしてわれわれの前に提出されているのではない。それは現実の状況とのするどい緊張を孕みつつ、いまだ生成途上にあると言えよう。しかし、彼の思想の核にあるエッセンスを取り出すことは可能であり、本章ではこのことを行ってみたい。筆者は1997年以来、ガルトゥングが立命館大学国際関係学部で行った講義のティーチング・アシスタント、各地でのワークショップへの参加等の経験を通じ、彼の思想から大きな刺激と示唆を与えられてきた。以下に述べるガルトゥング平和学に関する筆者の見解は、こうした中での彼との対話を通じて徐々に形成されてきたものである*。

2 平和研究の対象

「平和研究」が、人間の経験という土台の上に立つ経験的・批判的・構造的な社会科学の1分野であるためには、それ自身の固有の方法をもたねばならない。そのような平和研究の方法論を探求するために、まず次のような問いを発

* 本章の成り立ちについて述べておきたい。全体への序説としての性格をもつ本章を作成するに当たって、筆者はまず英文と日本語の両方を用意し、英文版をもとにガルトゥングと討論し、必要な修正を加え、こうした手順を踏んで最終的に日本語を確定した。したがって、内容の大筋はガルトゥングの了解をえたものであるが、もしあやまみや不十分な点があるとすれば、その責任はもちろん筆者のものである。

してみよう。

- a) 平和研究の対象は何か。それを通して平和の本質に迫ることが可能となる、そうした現象をわれわれはどこに見出すことができるか。
- b) われわれが把握した現象の中にどのような構造を見出すことができるか。
- c) 「平和」と呼ぶことのできる何ものかをどこに見出すことができるか。

平和とはオレンジのようなものだろうか。あるいは平和とは、心の中で考えたり感じたりすることができるだけで、決して見たりつかんだりはできないものなのだろうか。平和とは正確にはいったい何なのか。

平和研究が、まず対象とするのは「暴力」である。われわれは日常の生活において多くの種類の暴力を経験している。家庭内暴力、学校でのいじめ、会社での首切り、国家間の戦争、地域紛争、ジェノサイド（大量虐殺）、テロリズム等々である。暴力は、われわれの心身を破壊し、殺傷し、痛めつける。そうした暴力の人間への影響は、眼に見える形であらわれ、直接的だ。このような種類の暴力をわれわれは「直接的暴力」と名付けることにしよう。平和研究における探求の対象は、第1次的には、このような直接的暴力である。直接的暴力に向き合うとき——それがどんな種類のものであれ——人は、恐怖・抑圧・苦痛・悲惨を感じる。そして必ずその原因を排除しようと行動する。その場合、どんな対抗措置がとられるだろうか。多くの場合、またしても直接的暴力に相違ない。一見、普遍的な「暴力保存の法則」に従って、暴力は暴力を生み、直接的暴力からぬけ出す方法は全くありえないかのようだ。

ところで、このような直接的暴力が、およそなくなった社会状況を想像することができるだろうか。とうていできないように思えるに相違ない。しかし、できないことはない。しかも直接的暴力をなくすのは、そんなにむづかしいことではない。たとえば、その行為者に対して、規制、法律、制度等を用いて、制限を課すことができるのだ。うまくいけば、ちょっと見たところ平和な社会が出現するようにも見える。なぜなら、直接的暴力は姿を消し去り、問題はとりあえず解消するかに見えるからだ。しかし、そうした状況は本当に平和といえるのだろうか。それは暴力が一時的に姿を変えているにすぎないのではないか。人々に恐怖・抑圧・苦痛・悲惨を感じさせる（直接的）暴力の本質的な性

格は、依然として社会の構造の中に何らかの形で残るのではないか。こうした疑問を掘り下げて考えてみるために、いくつかの歴史的な例をとりあげてみよう。

まずホブズは、人間の「自然状態」は「万人の万人に対する闘争」であると考えた。こうした状態は、人間は力において平等であり、平等は相互に不信をよび、不信は先制攻撃を生むことから生じる。このような戦争状態をやめるためには、人間は理性によって、個々の人間から超越した（それ自身が人工人間である）「国家」を形成することが不可欠である。なぜならそうした国家においてのみ、人間は懲罰への恐怖から法律を守り、したがって「公共の平和」がもたらされるからだ。ここで平和は戦争のない状態と考えられていることに注意しておこう。ところで、絶対的な権力をもつ主権者である国家に、ただ服従するだけの国民は、あまりにもみじめな存在ではないか。そうした無権利状態に、人間は耐えられないのではないか。このような疑問が生じるだろう。しかしホブズは、人間がうける最悪の不都合も、戦争の恐ろしい惨禍とくらべれば大したことはないと考える。

次はマルクスだ。彼は資本主義のもとで行われる「搾取」（他人の時間を奪うこと）のメカニズムを明らかにした。たとえば、資本制に先立つ封建制社会では、人間の人間による搾取は眼に見える形で行われていた。農奴は、自分が領主のために支出するものは、自分自身の労働力の一定量だということを知っていた。それを支えていたのは、領主と農奴という人格的な依存関係であった。ところが商品生産が支配的になる資本制のもとでは、こうした直接的な搾取は見えなくなる。直接生産者である賃金労働者は、労働市場において自由な契約の主体として資本家と相対するからだ。労働者は、労働力という商品を自由に処分できる、自由な存在であるとみなされる。しかしマルクスは、一日の仕事をしておいて工場から出てくる労働者が、入った時とはまるで違った、打ちひしがれた様子であるのを決して見逃さない。ここから資本制の深部の秘密を暴くマルクスの精緻な分析が生まれる。²⁾

レーニンによれば、「帝国主義」（1国が他国を支配・征服すること）の経済的基礎は独占資本主義であり、その政治支配の手段は「植民地主義」である。³⁾ 第2次大戦後、民族解放運動の高まりとともに植民地主義は崩壊し、被支配諸国

は独立をかちとった。しかしこのような直接的な植民地支配の体制がなくなったとしても、国家間における支配・従属関係そのものがなくなったといえるだろうか。今、それぞれの内部に利害が相反する2つの階級（資本家と労働者）をもつ中心国と周辺国があり、中心国が周辺国を支配しようとする最も簡単なケースを考えてみよう。その場合、次の3つの条件が成立するとき、中心国による周辺国の支配は、比較的安定しているといえよう。第1に、中心国の資本家が周辺国の資本家と手を結ぶ。第2に、中心国の階級格差は周辺国の階級格差より小さい。第3に、中心国の労働者と周辺国の労働者間の格差を大きくする（中心国の労働者の方がより裕福である）。このためには、中心国の資本家は、両国間の貿易の「不等価交換」によって、自国のみならず周辺国の労働者をも搾取・収奪することが有効である。なぜなら中心国の資本家は、自国の労働者を「買収」でき、両国の労働者間の連帯を阻止できるからだ。直接的な植民地主義によらないこのような国家間の支配システムを、われわれは「構造的帝国主義」と名付ける⁴⁾。これは肉眼には見えないが、持続的でより巧妙な、中心国の周辺国に対する政治的支配のシステムであるといえよう。

3 暴力の諸形態

以上あげた3つの例は、1つの問題を共有している。戦争、搾取、帝国主義といった事態が、社会から一見なくなったとしても、それらの社会的機能はまた別の形で維持されるのではないか。戦争・搾取・帝国主義は、すべて暴力だから、問題は次のようにもいえる。暴力の1形態がなくなったあとも、暴力は違った形態をとって存続するのではないか。

暴力には直接的暴力以外にも他の形態があるに相違ない。たとえば、1つの直接的暴力を、行為者に法律（「治安維持法」）を課すことによってとり除こうとする時、ある種の強制力——それ自体も1つの直接的暴力だ——が必要となる。しかし、このような過程が行きついた結果として、社会の表面には直接的暴力はなくなり、治安維持法という名の法律だけが残ることになる。この場合、結果として残った法律そのものが暴力の1形態であって、われわれはこれを「構造的暴力」と名付ける。あるいは、法律は1つの「暴力の制度」とであると

もいえよう。先の例でいえば、戦争（直接的暴力）がなくなったあとに出現する国家は、「構造的暴力」または「暴力の制度」ということができる。

搾取や帝国主義は、それぞれ社会に構造化されたシステムを示すものだから、カテゴリーとしては構造的暴力と考えることができる。したがって資本主義的搾取や構造的帝国主義は、構造的暴力の歴史的に規定された1形態であるといえよう。

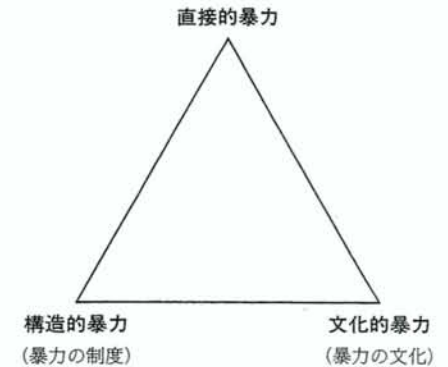
さらには、直接的暴力を除去するためには法律による規制が必要であるという命題を正当化しようとする言説もまた、暴力の1形態と考えることができる。われわれはこれに「文化的暴力」と名付けよう。文化的暴力は、直接的・構造的暴力を正当化または合法化しようとするものである。たとえば国旗・国歌は、国家（構造的暴力）を正当化するから、文化的暴力そのものである。次にその他の文化的暴力の例をいくつか示そう。

社会科学の分野では、搾取の存在を覆い隠すような「経済学」は、文化的暴力の1例である。歴史的に過渡的な経済システムとして存在する資本制の変革可能性を否定することで、資本制的搾取（構造的暴力）を正当化しようとするからである。また、市場における有効需要の創出の面から、国家の経済への介入を基礎付けたケインズ理論も、国家（構造的暴力）の存在を正当化する点で、文化的暴力といえよう。

15年戦争期（1931-45）における、中国をはじめとするアジア諸国に対する日本の侵略（直接的暴力）は、「大東亜」の建設をスローガンに推進された。それを支えたのが、天皇を権力の頂点とし、責任を下位のものに次々に押し付ける「抑圧の移譲」を原理とする、「超国家主義」のイデオロギーであった⁵⁾。これは文化的暴力の適例である。

宗教は文化的暴力の側面をもつ。たとえば核兵器開発に関して、宗教と核兵器保有を結びつけ、「キリスト教の核」、「ヒンドゥーの核」、「イスラムの核」

図1-1 暴力の3角形



等と表現されることがある。これは核兵器保有から得られる特権意識が、宗教における「選民意識」と固く結びつくことを示している。すなわち、ある種の宗教意識が核兵器の存在（直接的暴力）を正当化しているのである。

ガルトゥングは、暴力には直接的、構造的および文化的の3つの形態があり、ある1つの暴力現象を理解するのに、こうした暴力の3つの形態を区別し、それらの間の相互関係を分析することがしばしば有効であることを最初に指摘した⁶⁾ (図1-1)。

4 平和とは何か

このような暴力の氾濫の中にあって、平和は一体どこにあるといえるのか。仮にいま平和なるものが存在したとすると、それはどんな性質を有するのか。その性質とは、(直接的・構造的・文化的暴力からなる)あらゆる種類の暴力の不在または低減である、と示すことができよう。このような意味での平和は、人間の努力によって到達可能であるとわれわれは考える。ゆえにこれを平和の第1の定義としよう。すなわち、「平和とは、あらゆる種類の暴力の不在または低減である」。

このように平和は人間の努力によって到達しうる社会の一定の状態である。いいかえれば、暴力から平和への転換が可能である。その場合、どのような手段によって暴力から平和への転換が可能となるのか。暴力的な手段によって平和が実現するということがあるのだろうか。この問題にはっきりした解答を与えるためには、「紛争」という概念が必須となる。

紛争とは何か。紛争は、人々の間やグループ間に、両立不可能な「目的」があるときに発生する。紛争を構成する3要素は、「態度」・「行動」・「矛盾」である。矛盾が個々人において内面化されると態度となり、外面化されると行動となる。紛争当事者である各アクターは、それぞれ一定の目的を達成しようと行動する。ところがそれぞれが両立不可能な目的を追求する結果、それらの目的は十分に達成されることはなく、そこに矛盾が発生する。こうした矛盾から何が生じるだろうか。そこからはしばしば暴力が発生する。すなわち、矛盾のために目的の実現を阻まれた個人またはグループが不満を抱く結果、彼らの憎

悪の態度が助長され、暴力的な行動が誘発される。しかし必ず暴力が発生するというのではない。ある条件のもとでは、紛争から平和が生まれることがあるのだ。

紛争において、そこから平和が生まれるための条件とは何か。その条件とは第1に、平和は平和的な手段によって——そしてそれのみによって——生まれるということだ(ここで平和的とは、平和の第1の定義による)。ガンディーの言うように、目的(平和)と手段(平和的)は一致する⁷⁾。もう1つの条件は、紛争の当事者すなわちアクターは、全て平等であるということだ。アクターは相互に独立した人格でなければならない。それぞれのアクターの立場からみれば、紛争において形成される関係は「われ」(または「われわれ」と「他者」との関係である。他者は「われ」(または「われわれ」とは全く異なった行動の規範をもっているから、両者の間には相互理解がどうしても必要となる。相互に理解するためには、お互いが人間として平等でなければならない。お互いが平等であるためには、少なくとも両者の立場の相対化が必要となるだろう。われわれはここで平和の第2の定義をあたえることができる。すなわち、「平和とは、平和的かつ創造的な紛争の転換である」。こうした「紛争転換」においては、「対話」がとても重要な役割をはたす。対話は声の大きい方が必ず勝つといった討論(ディベート)ではない。それはまた競技者がより大きな利得をめざしてたたかうゲームでもない。お互いが尊敬し合い、理解し合おうと努力する、平等な人間の間でのみ対話は成立する。

平和とは何かの問いに対し、第1の定義での平和は否定的(または消極的)なものだ。それはあらゆる種類の暴力の否定であった。第2の定義での平和——すなわち、平和とは紛争の平和的転換である——は、過程における平和であるといえよう。それではそうした過程の到達点での平和はどのようなものか。われわれは平和の第3の定義を与えよう。すなわち、「平和とは、人間の基本的な必要がすべて満たされた社会の状態である」。これは積極的な意味での平和の定義である。こうした状態が実現した社会は「平和な社会」であるといえよう。

ところで「人間の基本的な必要」とは何か。それらは「生存」・「福祉」・「自己」(アイデンティティ)・「自由」であろう。それは世界の中で人間が人間とし

て生きていくために最小限必要なものである。「生存」とは文字通り人間がその生命を維持していくことである。これはしかし決して自明なことではない。早い話が、原水爆時代といわれる現代においては、人間の存続自体が危ぶまれている。人類を何回も抹殺することのできる核兵器は速やかに廃絶されなければならないが、このためには人間のもつあらゆる能力の結集が必要とされている。そもそも自己の存続を保証するために意識的な努力が必要であるとは、他の生物から見れば嘲笑に値することかもしれない。しかしこれが人間のおかれた条件であろう。また人は、現状に満足しないで、つねにより善き生活を求める。死刑の判決を受けたソクラテスが、脱獄をすすめる友人を諫めて言ったように、「大切にしなければならないのは、ただ生きるということではなく、善く生きるということなのだ⁸⁾」。そこに「福祉」という概念が生まれる。さらに人間は、社会的存在ではあるが、社会の中にけっして埋没してはいない。1個人の個人として、「自己」とは何かを不断に問い続ける存在でもある。そしてそのとき、人間は「自由」であるといえよう。なぜなら、自己の確立によって始めて、世界をとことん理解し、それを変革する自由を、人は手中に収めることのできるからだ。

結論として、平和はオレンジのようなものではない。また人間に到達不可能なたんなる1つの理想でもない。平和は、人間存在の現実性の上に立った、社会のダイナミックな1状態なのである。このような意味において、平和は存在と人間的価値との1つの統一を表現しているといえることができる。

5 平和の諸形態

暴力の3つの形態に対応して、平和にも3つの形態・次元を考えることができる。それらは直接的・構造的・文化的平和である(図1-2)。

「直接的平和」とは、直接的暴力のさしあたっての不在または低減を意味する。個人間の友情や愛情をはぐくむことは、直接的平和を求めることである。その他では、停戦、モラトリアム(執行猶予)等がある。オリンピックの機能の1つは、停戦であるといわれる。しかし、こうした直接的平和は、それ自体としては脆弱なものであり、束の間の幸におわる可能性が大きい。

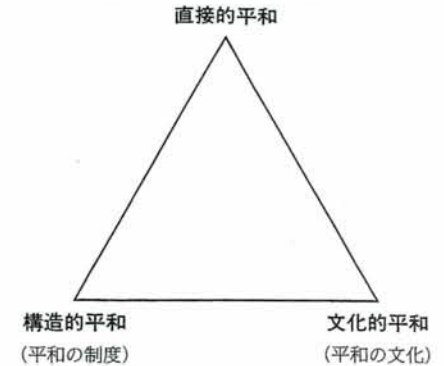
「構造的平和」とは、構造的暴力の不在または低減を意味する。こうした構造的暴力の不在または低減は、他の何ものかで補填されなければならないが、それが構造的平和にほかならない。たとえば、環境保全のための「炭素税」等の社会的諸規制、平和憲法、平和ミュージアム、平和メディア等がその例である。また国家や営利企業から独立した存在として

NGO(非政府組織)やNPO(非営利組織)もこうした範疇に入るであろう。このような構造的平和は、「平和の制度」といいかえることもできよう。こうした平和の制度化によって、平和はより持続的なものになる。日本国憲法「第9条」はその適例であろう。国権としての戦争の放棄を定める「第9条」は、憲法改正をめぐる論議のつねに争点となってきたにもかかわらず、日本の平和運動の変ることのない根拠であり続けている。しかし、こうした平和の制度を永く維持するには、その意味するものをつねに問い返す努力が必要である。というのは、平和の制度化それ自体が、意味の空洞化の危険をつねに孕んでいるからだ。

「文化的平和」とは、文化的暴力の不在または低減のことである。それは「平和の文化」といいかえることもできよう。たとえば平和研究、平和アート、経済学批判、IR(国際関係学)批判等である。平和の文化は、文化的暴力を批判するとともに、直接的平和や構造的平和の正当性を明らかにし、それに積極的な内容を与えようとするものだ。

平和の制度や平和の文化を創出するには、たいへんな努力を必要とする。なぜなら、「平和」とよぶことのできる何ものかを、全く新たに作り出さねばならないからだ。そこには批判と創造という2つの要素がある。まず、構造的暴力や文化的暴力の批判という課題がある。次にそれらの暴力に代替しうるものとして、平和の制度や平和の文化を創造しなければならない。実際には批判と創造とは密接に結びついているであろう。

図1-2 平和の3角形



たとえば、マルクスの『資本論』には「経済学批判」という副題がついている。これは何を意味するのか。これは（文化的暴力である）経済学の批判が、同時に、資本主義をのりこえる新しい体制としての社会主義——ここでの文脈ではそれは1つの「平和の制度」といえよう——を基礎づけるものであったことを示している。ある対象を知的に理解し、批判することは、それを相対化することでもある。マルクスの仕事の現代的意味は、資本主義の歴史的過渡性を示した点、すなわち資本主義を相対化したことに求められよう。

さきに15年戦争期における日本の超国家主義について述べたが、それを内側から支えた天皇制における「抑圧の移譲」という特異な現象がなぜ起こったのか。それには、日本社会に顕著な人と人との上下関係または人と人との関係における「垂直性」が、深く関わっていたに相違ない。そうした垂直性は、歴史を通じて日本文化に一般に——したがって現代日本にも——観察されるものである。それは日本語の敬語に端的に表れている。こうした垂直性が人間の行動をつよく規定する社会では、人間の平等性または人と人との関係における「水平性」の基礎の上に、はじめて構築可能となる平和を期待することは、到底できないであろう。平和にせまるためには、人と人との横の連帯に基づく社会を作る努力が不可欠となるゆえんだ。そのためには、垂直的な人間関係が主導する社会や文化のありようを深く認識し、それを相対化する努力を怠ってはならないのである。

6 対話とは何か

対話は平和的な紛争転換に必須の要素である。ここで、対話とは何かをあらためて考えてみよう。静かでおだやかな風景の中で2人の人物がベンチに並んで腰掛けているのを想像してみよう。彼らは偶然にそこに居合わせた。しかし他の存在にまったく無関心ではなく、少なくとも意識してはいる。なぜなら、彼らの精神は世界に対して開かれているからだ。この場合、2人は対話をしているといえるだろうか。しかしここで重要なことは、語を発しているかどうかではなく、精神または心が世界に開かれているかどうかなのだ。心が開かれてさえいれば、何かをきっかけに、2人は親密に話し始めるにちがいない。そし

てこれが対話の第1の性質だ。すなわち、お互いが平等な人間として心を開いて向き合うということである。ところで、あなたはこれまでの人生において、両親・友人・同僚・先生たちとの対話から、何か決定的な影響をうけたことはないだろうか。誰にでも、そうした経験があるに相違ない。そしてそのような対話があなただけの精神の上にきざんだ刻印は、自分で思っていた以上に深いことに気づくはずだ。対話は知らないうちに、あなたを今までとは違った人間に変える力を持っている。人は、対話によって変わりうる。これが対話のもつ第2の性質だ。もう1つ付け加えようか。対話においては、相手の言うことを注意ぶかく聴くことが、たんに話すことよりも重要である。雄弁さが相手に劣等感を抱かせることこそ避けるべきだ。このような3つの特徴によって、アクター間の対話の中から新たな要素が生み出され、これまでとは異なった地平へと紛争の転換がおこなわれる可能性が開けるのである。このようにして対話は、紛争の平和的かつ創造的な転換に、不可欠の役割をはたす。

さて、個人またはグループ間で対話が継続しておこなわれ、相互理解という所期の目的が達成されたとしよう。さらに何が必要になるだろうか。紛争における加害者と被害者を考えてみよう。対話によって相手の立場が理性的に理解できたにしても、被害者には心の傷（トラウマ）が残り、加害者には何らかの罪悪感が残るかもしれない。こうした内面の傷を癒すためには、時間の経過による忘却しかないのだろうか。時間の経過によって、人はあらゆることを——紛争があったことさえも——忘却の彼方に追いやることのできる。時が経てば、あたかも何事もなかったかのごとく、人は生きてゆくことができる。しかし、それではあまりにもさびしいし、経験から十分に学んだことにならない。経験は最良の学校だといわれる。せっかく高い授業料を払ったのだから、そこから十分に教訓をひき出さない手はないのだ。内面の傷害を癒すことのできる、積極的な方法はないのだろうか。

対話による理解は、相互の間に友情を生み出すだろう。しかしそこに留まっているかぎり、そうした感情は、時と共に薄れていくにちがいない。ここで植民地支配における加害者と被害者の（直接的）暴力後の関係を考えてみよう。対話による相互理解は、植民地支配の「真実」——どういう状況のもとで何がどのように行われたか——に対する徹底した究明を含む。しかし、両者がより

親密な関係に入るためには、加害者が「謝罪」し、被害者がそれを受け入れることが必須の要件である。謝罪の表現方法は、言葉、表情等さまざまでありうる。加害者の目に浮かぶ涙が、被害者の心を最も和ませるものであるかもしれない。こうして両者の間に「和解」が成立する。内面の傷は癒される。そこにはより水平的・全人的な関係が成立し、その記憶は心身に——すなわち「態度」に——ふかく刻まれる。このような紛争転換を経験した人間は、「新しい人」に生まれかわる。

実際には、対話と謝罪・和解は同時に進行するだろう。謝罪ができないのは、そもそも対話が成立していないからであるに相違ない。無理に謝罪をすると、それは心がこもっていないから、かえって相手の反発をかう結果になることは、われわれがしばしば経験することである。

7 平和ワーカー

あなたは平和な世界を希求するだろうか。もしそうなら、あなたは世界のありように無関心ではいられないにちがいない。地球の裏側で発生する暴力の犠牲者にさえ積極的な「関心」をよせるにちがいない。あなたは、あらゆる種類の暴力に満ちた世界のありように、人間としての「責任」を感じ（責任とは関心の濃くなった心の状態だ）、暴力をなくすためには何ができるかを考え始めるだろう。

世界をより平和なものにするために、意識的に努力する存在は、「平和ワーカー」（または「紛争ワーカー」）とよばれる。その仕事は、直接的な利害関係にない第三者として、平和的手段による紛争転換に積極的に参画することである。しかしそうした第三者がなぜ必要となるのか。紛争において各アクターそれ自身は、それぞれが孤立した島のようにふるまい、アクター間の対話が容易には成立しないからだ。こうした状況において、当該の紛争に責任を分有する平和ワーカーは、紛争の平和的転換に不可欠の存在となる。彼／彼女は、各アクターと個別に対話をくりかえし、自身の存在を媒介に、アクター同士の対話が可能になってくるのである。

このように、平和ワーカーが紛争転換に積極的に参画することによって、そ

れまでできなかったアクター間の対話が促進される。しかしそこに止まるものではない。平和ワーカーの存在が第三者としてもちうるより普遍的・客観的な観点が、紛争転換の過程に導入される結果、紛争の場が飛躍的に拡大・深化し、そこに期せずして新しい地平が創出されるのである。

このように見てくれば、あらゆる紛争の平和的転換に平和ワーカーの存在が不可欠である。平和はおわることのない過程だから、その任務にもおわりがない。それどころか、「これが平和だ」とあなたが言ったそのとき、それは暴力への墮落の第一歩となるかもしれないのである。この意味において、「平和の敵は平和である」という逆説的な命題も成り立ちうるのである。

8 社会変革

平和とは、暴力の3角形の状態から平和の3角形の状態に、社会が全体として転化していく、そうした不断の過程であるといえよう。こうした過程を通じて「社会変革」がもたらされる。社会変革とは、政治システムや経済システム上の変革だけを意味するのではない。それらに加えて、文化の変化がもたらす社会変革を無視することはできない。むしろ1つの社会変革とは、政治・経済・文化における全ての変化を包含するものであろう。

こうした社会変革の担い手は、自立した自由な存在としての一人一人の個人である。そのような個人は、さしあたっては与件である家、学校、大学、会社、国家、民族等の社会諸制度から自由になろうと努力するであろう。そのためには、人は自分を取り巻くそうした諸制度を徹底的に理解しなければならない。なぜなら、理解するとは、当該の対象を相対化し、さらには変革するために、第一歩となる不可欠な知的作業だからだ。

こうした様々の社会変革を通じて、社会はどのような方向に進んでいくのか。それはもちろん平和な社会が実現される方向である。いいかえれば、社会における人と人とがより平等になっていく方向である。というのは、人と人とが平等であるということ、社会が平和であることとは、ほとんど同義であるといってもよいからだ。平和とは、人々が平等であるということの上に——そしてそのことの上にもみ——成り立つものであることを心に留めよう。このような

人と人との平等性を基礎とし、その上に多様な社会形態が存在し、しかもそれらが共存する、そうした平和な地球市民社会に向かって、世界は無限に進化していくのであろう。

注

- 1) ホブズ『リヴァイアサン』(永井道雄・宗片邦義訳, 中央公論新社, 1979年, 156頁。
- 2) マルクス『資本論』第1巻(岡崎次郎訳), 大月書店, 1972年。
- 3) レーニン『帝国主義論』(宇高基輔訳), 岩波書店, 1956年, 199-200頁。
- 4) Johan Galtung, "A Structural Theory of Imperialism", *Peace and World Structure, Essays in Peace Research, Volume IV*, Christian Ejlero Copenhagen, 1980.
- 5) 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」, 『増補版・現代政治の思想と行動』, 未来社, 1964年, 25頁。
- 6) ガルトゥングによる「構造的暴力」を含む暴力概念の詳細な分析は次の論文に見られる。Johan Galtung, "Violence, Peace, and Peace Research", *Journal of Peace Research* vol. VI, no.3, 1969. この時点では「文化的暴力」の概念はまだ現われていない。その重要性に言及されるのは、たとえば1987年の Right Livelihood Award (もう一つのノーベル平和賞) の受諾演説においてである。"Acceptance Speech: Peace Studies: inspiration, objective, achievement", Johan Galtung, *60 Speeches on War and Peace*, PRIO, 1990. 現時点においてガルトゥング平和学のもっとも体系的な著作は次のものである。Johan Galtung, *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization*, SAGE, 1996.
- 7) M.K. ガンディー『ガンディー自叙伝2』(田中敏雄訳注), 平凡社, 2000年, 415頁。
- 8) プラトン「クリトン」, 『プラトン—ソクラテスの弁明ほか』(田中美知太郎・藤沢令夫訳), 中央公論新社, 2001年, 111頁。
- 9) 日本文化の反省的理解のために次の文献は必読のものであろう。加藤周一『日本文学史序説』, 平凡社, 1979年。

●Column 1 「普通の近代国家」を超えるプロジェクトとしての日本国憲法

「汝平和を欲するならば平和に備えよ」と言われる。われわれ日本の市民にとって、「平和に備える」行動の指針は、何よりもまず日本国憲法の非暴力平和主義だろう。ガルトゥング平和学から刺激と示唆を受けながら、日本国憲法の非暴力平和主義を、わたしなりに捉え直してみたいと思う。

日本国憲法の非暴力平和主義は、とりわけ前文第2段落と第9条に示されている。前文第2段落は、全世界の人々の平和的生存権を確認し——これがすべての基礎である——、それを保障する公正な世界秩序をつくるために、日本の市民と政府が行動することを求めている。公正な世界秩序とは、専制、隷従、圧迫、偏狭、恐怖、欠乏——つまり構造的暴力——が克服される世界秩序である。また第9条は、武力による威嚇、武力の行使、軍隊の保持を禁止し、交戦権を否定する——すなわち直接的暴力を克服しようとする——から、日本の市民と政府の行動は非暴力的なものでなければならない。

マックス・ウェーバーによれば、一定の領域内で正当な暴力行使を独占するのが国家——近代国家——である。日本国憲法は、第9条第2項で、近代国家に許容されている軍隊の保持を否定する点で、近代国家を超えるようとするものである。

近代国家を超えるという点については、日本国憲法第24条にも注目しなければならない。近代国家において、暴力が正当化され、許容される場面は2つある。その1つが軍隊の暴力であるが、もう1つは家族圏における家父長的暴力である。

近代国家は、政府が介入する公的領域と政府が介入しない私的領域に社会を2分し、私的領域を家父長＝夫・父の支配に委ねてきた。そして家父長が自分の領域＝家族圏を統治・支配するとき、暴力の行使が許容された。フランス革命後のナポレオン法典は家父長支配の原則、すなわち妻の夫への従属を厳格に規定していたし、19世紀の英米法は夫の妻への懲戒権＝暴力を認めていた。近代家族は家父長家族だったのである。

家族圏における男女の同権を保障する日本国憲法第24条は、いまではよく知られているように、ウィーン生まれのユダヤ人、ヘアテ・シロタによって起草された。この規定のココロは、日本政府によって変形される前の彼女の草案(マッカーサー草案第23条)によく示されている。すなわち「婚姻は、両性の法的・社会的平等性に立脚し、親の強制ではなく相互の合意に基づき、男性の支配ではなく相互の協力により、維持されなければならない」。日本国憲法第24条は、家族圏における男性支配の否定を目的としており、夫の暴力＝ドメスティック・バイオレンスの禁止がその規範的要請となるだろう。それはすなわち、近代家族の克服をも含意しており、近代国家を超えるパースペクティブを示しているのである。

このように見てくると、日本国憲法は、第9条と第24条によって、近代国家において正当化され、許容されてきた2つの領域の暴力——軍隊の暴力と家父長的暴力——をともに克服しようとするものが見ることができるといえる。小沢一郎氏は著書『日本改造計画』(1993年)において、日本は自衛隊＝軍隊を活用する「普通の国になれ」と主張した。小沢氏の表現にならうならば、日本国憲法はいわば「普通の近代国家」を超えるプロジェクトとして理解されるのである。第9条と第24条を一体として捉えると、日本国憲法は、家族圏から国際社会に至るまでトータルに暴力の克服をめざす、包括的な徹底した非暴力の規範として立ち現われてくる。

しかしながら、依然として「普通の近代国家」の思考が根強く残る国際社会において、日本国憲法が直面する試練、苦悩は大きい。それが日本国憲法規範と日米安保体制の矛盾として現われている。「米軍の兵士に暴行され、殺される沖縄、韓国の女性たち」がいまの東アジアにおける暴力を端的に照らし出している。わたしは彼女たちのことを想起すると、どんなに険しい道であれ、日本国憲法という「普通の近代国家」を超えるプロジェクトを諦めるわけにはいかないと思うのである。

[君島東彦]